

## 平成30年度事業計画

### 〈基本方針〉

農林水産業とりわけ畜産業をめぐっては、昨年11月に米国を除く TPP 署名11カ国により、包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定(CPTPP)の大筋合意、また12月には EU との日 EU 経済連携協定(EPA)交渉の妥結など、一層のグローバル化が進んでいます。

国においては、これらの動きに対応するため「総括的な TPP 等関連政策大綱」(11月24日決定)に基づき、農林水産業の国際競争力の強化を進めようとしています。

これらの状況を踏まえ本協会においては、畜産経営の基盤強化と経営改善を図るため、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(クラスター事業)および酪農経営体生産性向上緊急対策事業(楽酪事業)などの支援対策事業の本県窓口団体として引き続き支援を行います。

また、ブランド力の向上、輸出力の強化等を目指して、平成27年から検討されてきました「近江牛」の地理的表示への登録は、本協会が申請団体となり12月15日付で、特定農林水産物等の名称の保護に関する登録を受けたところです。今後は会員皆様のご支援のもと早期に適正な運営ができますようご協力をお願いいたします。

一方、セーフティネット事業に付きましては、肉用子牛生産者補給金制度の発動はないものの、肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン事業)では、飼料を初めとする資材価格や素牛の高止まりの影響により、昨年2月より肉専用種を除く交雑種と乳用種で発動がされるなど大変厳しい状況となっていますが、今後も協会事業の主要な事業と位置付け適正執行に努めてまいります。なお、30年度に限り牛マルキン事業の補填率が8割から9割に引き上げられています。

今日、多くの畜産物が食糧から商品に変わっていく中、消費者の嗜好性の多様化が進み、安心・安全が当たり前で消費を国外に求める時代を向かえようとしています。これらの動きに対処するには、本県畜産物の更なるブランド化はもとより、他者を圧倒する品質と消費を創造する販売力の強化が求められています。

引き続き本協会は、県の指導の下、関係機関及び会員との連携を一層強化し、各種事業の円滑な推進を図っていくとともに、国の補助・委託事業を活用して、価格安定対策事業、生産振興対策事業、家畜防疫体制確保事業、畜産生産団体活動支援事業に取り組み、安全・安心な県内畜産物の安定生産を推進し、本県の畜産振興に努めてまいります。